

令和7年度

出水市都市公園等内 清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

都市公園等指定管理者 株式会社地産地消心のきずな

出水市都市公園指定管理者が自主事業として計画した、公園利用者等が利用する清涼飲料水等自動販売機(以下「自動販売機」と称す)の設置事業者を募集する。

応募を希望される事業者は、この募集要項をよく読み、次の各事項を承知のうえ、申込みください。

1.公募内容

(1) 公募物件

公募数量 自動販売機 2台

公募内容

清涼飲料水自動販売機 2台

一般市場で認知・支持されているお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器とする。(酒類は対象外)

(2) 設置場所(詳細は設置場所略図参照)

東光山公園 出水市上鯖淵 6332番5

清涼飲料水自動販売機 2台

(3) 応募期間

令和7年1月20日から令和7年2月19日まで

2.設置に関する法令等

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項

出水市公有財産管理規定にもとづく行政財産使用許可

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条にもとづく公園施設設置及び許可

(以下、「使用許可」という。)の条件に従う。

3.設置に関する使用許可届出者

都市公園等指定管理者 株式会社地産地消心のきずな

出水市上知識町 269番地

4.設置許可事業者の選定基準

応募期間中に申し込みを行った事業者の中から、販売手数料の高い事業者であることまた、本応募資格に合う事業所である等、応募書類の審査を行い、設置に必要な資格を満たしている者を設置予定事業者の選定対象とする。

5.応募資格

以下の要件を全て満たす事業者のみが応募できる。

(1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可を要する場合は、当該許認可等を受けていること。
- (4) 国税、都道府県税および市区町村税の未納がないこと。
- (5) 暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (6) 公共の安全および福祉を脅かす恐れのある団体または公共の安全および福祉を脅かす恐れのある団体に属するものでないこと。
- (7) 出水市が過去実施した自動販売機設置事業者の公募において、正当な理由なく辞退、または使用許可等を取り消された経歴がない者であること。
- (8) 使用許可スペースに自動販売機を安定的に設置するためのコンクリート等基礎部分・リサイクルボックス設置等の設置が可能な者であること。
- (9) リサイクルボックス内、及びその周辺に置かれたゴミ等（利用者等が分別していない物を含む）を設置事業者自ら回収し、法令等で定められた処理を行える者であること。
- (10) 日本自動販売協会「自動販売機設置自主ガイドライン」を満たす自動販売機であること。
- (11) 設置及び撤去に係わる電気工事費等の費用を設置事業者が負担できること。
- (12) 地震等に備え設置に関しての安全性が確保できる施工ができる者であること。
- (13) 自然災害等で破損等した場合は、速やかに原状回復できる者であること。

6.応募方法等及び結果の通知

(1) 応募期間

応募は、出水市の設置許可承認後に行う。

また、応募は、第3項のもののホームページにて公表応募を行う。

(2) 必要書類

設置を希望する事業者は、必要書類を添えて第3項の指定管理者に直接持参して下さい。

- ① 自動販売機の設置に要する工事等（電力使用量計測用子メーター設置費等を含む）
設置工事方法（設置状況が判る図面、または設置実績のあるものは設置写真等）
電気工事、電力供給会社との手続きについて（事前に確認した内容の記載文書）
- ② 自動販売機を設置した時の状況が判る物（設置後の予想図・合成写真等）
- ③ 販売手数料に関する書類
- ④ 販売の品目及び販売価格に関する書類
- ⑤ 自動販売機およびリサイクルボックスの外寸図
- ⑥ 清涼飲料水等設置要件確認書

(3) 応募に関する注意事項

電話、ファックス、インターネットによる受付はしない。

(4) 選定結果の通知

清涼飲料水自動販売機は令和7年3月末日までに通知する。

結果通知は、設置許可を認めた事業者のみ通知し、結果を指定管理者のホームページにて公表する。

7.使用料等

- (1) 使用料は指定管理者が支払う。
- (2) 自動販売機が消費した電気料金（設置工事等を除く）は指定管理者が支払う。

①費用区分 1.子メーター設置可能な場合

- ・公園別の毎月の基本料金及び電気料金（燃料費調整分等）は指定管理料とする。
- ・子メーターの月間消費電力は自主事業として指定管理料外で指定管理者が負担とする。

②費用区分 2.子メーター設置が困難な場合

- ・自動販売機の定格消費電力分または、指定管理料から支出する公園施設の契約電力とする等の場合は、指定管理者が支払う。
- ・指定管理者は、指定管理料から支出した後、費用区分①または費用区分②に対して指定管理料に戻す。

8.手数料

手数料の支払いは毎月行うものとし、支払い方法及び、売上データ等は指定管理者と設置を認めた事業者とで別途協議して決定する。

9.設置時期

清涼飲料水自動販売機は、概ね令和7年4月頃とし、指定管理者と調整する。

10.設置期間

- (1) 自動販売機の設置、撤去を含む 令和7年4月1日～令和8年3月31日とする。
- (2) 設置期間満了日または、設置期間内で設置業者が特別な理由により撤去する場合は、撤去する1か月前までに指定管理者に連絡すること。
- (3) 第11項以外の理由を除き、指定管理者と設置業者の合意のもと設置期間の延長を可能とする。

11.許可の取り消し

以下の事情等が発生した場合は、設置期間中であっても許可を取り消す場合がある。

- (1) 公園利用者に重大な事故が発生した場合、又は重大な事故が起きた場合。
- (2) 資格要件を満たしていないことが判明した場合。
- (3) 使用許可等の条件に違反する行為があると認める場合
- (4) 特別な理由もなく、手数料を支払わない場合。
- (5) 自然災害等で設置が困難となった場合。
- (6) 設置事業者の従業員が公園利用者に対して不適切な対応を度々行っている場合。
- (7) その他、著しく社会的信用を損ない設置することが望ましくないと出水市が判断した場合。

12.損害賠償

設置事業者は、その責に帰する理由により、公園施設等に損害を与えた場合は損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

ただし、公園施設等を原状に復した場合は、この限りではない。

また、設置事業者は許可書に定める義務を履行しないために指定管理者または出水市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うものとする。

13.維持管理及び注意事項

- (1) 許可内容を正当な手続きがないまま変更して使用しないこと。
- (2) 許可物件を第三者に委託または転貸しないこと。

- (3) 使用許可等の条件を遵守し、手数料等を第3項の者に納付すること。
- (4) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
- (5) 商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (6) 使用済容器等は設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
また、販売した容器以外の使用済飲料容器等が自動販売機周辺に散乱しているときは適宜回収すること。
- (7) 衛生管理および感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図る。
- (8) 関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (9) 自動販売機、回収ボックス、自動販売機周辺は清潔に保つこと。
- (10) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情について適切に対応すること。
- (11) 自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (12) 自動販売機に他の営業行為に繋がる不適切な張り紙、写真等を貼らないこと。
- (13) 災害時に機器の転倒等により、使用可能スペースを越えて機器が転倒等した場合については、速やかに原状回復すること。

14. 個人情報

応募書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定事業者選定および使用許可等事務のみに使用し、その他の目的のためには使用しない。

15. 撤去時の原状回復

自動販売機を撤去する場合は、指定管理者に連絡するとともに原状回復すること。
また、原状回復する際に要する撤去費用等は設置事業者にて負担する。

16. 会計収支管理等

自動販売機の設置は、指定管理者の自主事業として実施することから、指定管理の本業と別に会計収支管理等をおこなう。

指定管理者は、毎月の収支報告を出水市に報告する。

17. その他

本募集要項に定めのない事項は、出水市に確認を行う場合がある。

18. 募集に関する問い合わせ先

出水市都市公園等指定管理者

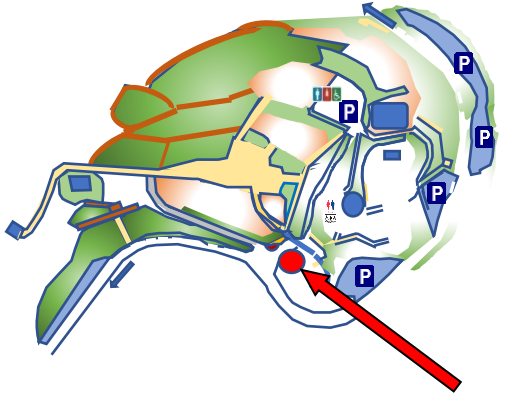
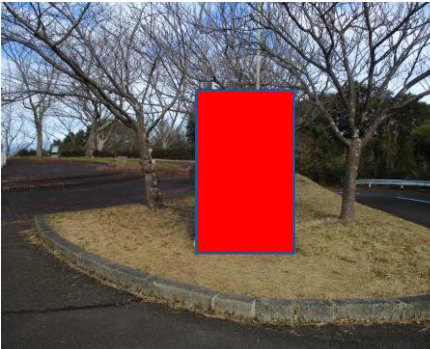
鹿児島県出水市上知識町 269 番地

株式会社地産地消心のきずな

対応担当 倉津 TEL 0996-79-3900

設置場所概略図（赤部分=設置場所）

別紙

公園名	住所 略図	拡大図等
<p>東光山公園 入口</p>	<p>出水市上鯖淵 6332 番 5</p> 	
<p>東光山公園 第2 駐車場</p>	<p>出水市上鯖淵 6332 番 5</p> 